

# 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準案について

平成 18 年 10 月  
都市・地域整備局公園緑地課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 13 条第 1 項において、公園管理者等が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない旨が、また、同条第 4 項において、新設特定公園施設を除く特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずる旨が規定されているところ、当該規定等に基づき、以下のとおり都市公園移動等円滑化基準等を定めることを検討しています。

＜本基準の対象となる特定公園施設案＞

- ・都市公園の出入口又は駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場  
・屋根付広場  
・休憩所  
・リハビリテーション用運動施設
- ・野外劇場  
・野外音楽堂  
・駐車場  
・便所  
・水飲場  
・手洗場  
・管理事務所
- ・掲示板  
・標識

## 1. 概要

- (1) 都市公園における以下の特定公園施設について、都市公園移動等円滑化基準を定めることとする。

### ①移動等円滑化園路関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する都市公園の出入口又は駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場（以下「移動等円滑化園路」という。）を設ける場合には、そのうち一以上は、以下の基準を満たすこと。

#### i) 出入口の基準

有効幅：有効幅は、120cm 以上（車止めを設ける場合にあっては、90cm 以上）とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

こう配：縦断こう配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。横断こう配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。

表面：滑りにくい仕上げとすること。

水平部分：長さ 150cm 以上の水平部分を設置すること。

視覚障害者誘導用ブロック等：落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

#### ii) 通路の基準

有効幅：有効幅は、180cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び当該通路の 50m 以内ごとに、車いすが転回することができる広さの場所が確保されているときは、120cm 以上とすることができる。

- 段 : 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- こ う 配 : 縦断こう配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。横断こう配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- 表 面 : 滑りにくい仕上げとすること。
- 視覚障害者誘導用ブロック等 : 落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

### iii) 傾斜路の基準

- 有 効 幅 : 有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、階段と併設する場合は、90cm 以上とすることができる。
- こ う 配 : 縦断こう配は、8%以下とすること。横断こう配は設けないこと。
- 表 面 : 滑りにくい仕上げとすること。
- 水 平 部 分 : 高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分を設置すること。
- 手 す り : 両側に手すりを設置すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 立ち上がり部 : 危険箇所に立ち上がり部を設置すること。
- そ の 他 : 傾斜路の代わりに、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機を設ける場合は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

### iv) 階段の基準

- 段 鼻 : 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- 手 す り : 少なくとも片側に連続して手すりを設置すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 点 字 : 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 回 り 段 : 回り段は設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 踏面の表面 : 滑りにくい仕上げとすること。
- 立ち上がり部 : 両側に、立ち上がり部を設置すること。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。

- ・ 移動等円滑化された特定公園施設のうち②～⑪については、それぞれ一以上を、上記の基準を満たす移動等円滑化園路と接続させ、⑫及び⑬については、原則として上記の基準を満たす移動等円滑化園路と近接させること。

## ②屋根付広場関係

- ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する広場(屋根付きのものに限る。)を設ける場合には、そのうち一以上は、以下の基準を満たすこと。

### i) 出入口の基準

- 有 効 幅 : 有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。
- 段 : 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける

場合は、傾斜路を併設すること。

ii) 構造の基準

広 さ：屋根の下に、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

**③休憩所関係**

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合には、そのうち一以上は、以下の基準を満たすこと。

i) 出入口の基準

有 効 幅：有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ii) 構造の基準

屋 根：屋根を設けること。

広 さ：屋根の下に、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

**④リハビリテーション用運動施設関係**

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するリハビリテーション用運動施設を設ける場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

**⑤野外劇場関係**

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合には、以下の基準を満たすこと。

i) 出入口の基準

有 効 幅：有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ii) 通路の基準

有 効 幅：有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近に、車いすが転回することができる広さの場所が確保されているときは、80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

こ う 配：縦断こう配は、5 %以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8 %以下とすることができる。横断こう配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。

表 面：滑りにくい仕上げとすること。

手 す り 等：落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

### iii) 車いす使用者用観覧スペースの基準

スペース数：当該野外劇場の計画収容者数が 200 人以下の場合は計画収容者数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上の車いす使用者用観覧スペースを、計画収容者数が 200 人を超える場合は計画収容者数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。

広 さ：車いす使用者用観覧スペースは、1 台分の広さが 85 × 110cm 以上で、対応観覧スペース数が 2 台以上の場合、車いすが 2 台以上並ぶことのできる平坦な広さを確保すること。

手すり等：落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

## ⑥ 野外音楽堂関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂を設ける場合には、以下の基準を満たすこと。

### i) 出入口の基準

有効幅：有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は 80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

### ii) 通路の基準

有効幅：有効幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近に車いすが転回することができる広さの場所が確保されているときは、80cm 以上とすることができる。

段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

こう配：縦断こう配は、5 %以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8 %以下とすることができる。横断こう配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。

表面：滑りにくい仕上げとすること。

手すり等：落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

### iii) 車いす使用者用観覧スペースの基準

スペース数：当該野外音楽堂の計画収容者数が 200 人以下の場合は計画収容者数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上の車いす使用者用観覧スペース数を、計画収容者数が 200 人を超える場合は計画収容者数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。

広 さ：車いす使用者用観覧スペースは、1 台分の広さが 85 × 110cm 以上で、対応観覧スペース数が 2 台以上の場合、車いすが 2 台以上並ぶことのできる平坦な広さを確保すること。

手すり等：落下等の危険防止が必要な箇所には立ち上がり部、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置すること。

## ⑦ 駐車場関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上は、車いす使用者用駐車施設について以下の基準を満たすこと。  
施設数：当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上の車いす使用者用駐車施設を、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。  
有効幅：有効幅は、350cm以上とすること。
- ・移動等円滑化された車いす使用者用駐車施設であることの表示をすること。

## ⑧ 便所関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、以下の基準を満たすこと。
  - i) 構造の基準  
表面：滑りにくい仕上げとすること。  
男子用小便器：一以上の床置き式小便器又は低リップ壁掛式小便器（リップの高さが35cm以下のものをいう。）その他これに類する小便器を設けること。  
手すり：上記基準の男子用小便器を設ける場合は、手すりを設置すること。

そのうち一以上は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等（以下「車いす使用者等」という。）の円滑な利用に適した構造を有することとし、上記基準に加え、以下の基準を満たすこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

### i) 出入口の基準

- 有効幅：有効幅は、80cm以上とすること。
- 戸：戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
  - 1) 有効幅は、80cm以上とすること。
  - 2) 車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

### ii) 構造の基準

- 広さ：車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- 有効幅：便所の出入口の有効幅は、80cm以上とすること。
- 段：便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- 手すり等：腰掛便座及び手すりを設置すること。
- 水洗器具：高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

- ・車いす使用者等用便房が設けられていること表示をすること。

## ⑨ 水飲場関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合には、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

## ⑩ 手洗場関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するに手洗場を設ける場合には、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適し

た構造とすること。

### ⑪管理事務所関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する案内、受付等を行う管理事務所を設ける場合には、車いす使用者等が利用する場所にあつては、以下の基準を満たすこと。
  - i) 出入口の基準
    - 有効幅：有効幅は、80cm以上とすること。
    - 戸：戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
      - 1) 有効幅は、80cm以上とすること。
      - 2) 車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
    - 段：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ii) カウンターの基準
    - カウンターを設ける場合は、車いすの使用に支障のない構造とすること。
  - iii) 便所の基準
    - 便所を設ける場合は、「⑧便所関係」の基準を満たすこと。
- ・車いす使用者等が利用する場所にあつては、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

### ⑫掲示板関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板を設ける場合には、以下の基準を満たすこと。
  - i) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
  - ii) 高齢者、障害者等が内容を容易に把握できる表示方法とすること。

### ⑬標識関係

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識を設ける場合には、以下の基準を満たすこと。
  - i) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
  - ii) 高齢者、障害者等が内容を容易に把握できる表示方法とすること。
- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する公園全体の案内を行う標識を設ける場合には、そのうち一以上は、上記基準に加え以下の基準を満たすものを移動等円滑化園路の出入口付近に設けること。
  - i) 移動等円滑化された特定公園施設の配置を表示すること。

## (2) その他所要の改正

政令に規定する特定公園施設の例外事例となる事由について規定することとする。

※都市公園内には、保存・保全が必要な自然環境や文化財を含む場合や、公園が史跡・名勝等の保全区域に含まれる場合等、都市公園法以外の法制度が適用されている事例があり、当該都市公園においては、各法で定める規定の範囲内で整備を行う必要がある等、特別の理由がある場合において、特定公園施設の特例を定める。

## 2. 今後のスケジュール

施行：法施行の日（平成18年12月20日）